

## はじめに

### ○ 部活動の意義・目的

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師の好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きいと言えます。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決できない課題が増えています。

将来においても、全ての生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、一人一人のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

### ○ ガイドライン作成の趣旨

平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。このガイドラインに則り、平成30年6月に千葉県教育庁教育振興部体育課では「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」が改訂されました。船橋市教育委員会では、スポーツ庁のガイドラインに則り、県のガイドラインを参考に、本ガイドラインを作成しました。

各学校においては、従前行われてきた指導方針や練習方法を安易に継承するのではなく、運動部活動に対する意識を改革し、練習時間の在り方や休息の取り方を、多方面から検証することが必要です。特に、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果の得られる合理的でかつ効率的・効果的な指導の実施が求められています。改革に取り組み、運動部活動を持続可能なものにするにより、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育むことができるよう期待します。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針の策定等

ア 船橋市教育委員会は、スポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、千葉県教育庁教育振興部体育課から改訂版が示された「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を参考に、「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定する。

イ 校長は「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、イの活動方針及び活動計画等を公表する。

エ 船橋市教育委員会は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針を効率的に策定できるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

オ 全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組む。

カ 各学校の教育目標、学校規模・特色を生かすとともに、生徒のニーズや保護者の意向を参考にして指導方針を設定する。

キ 保護者には積極的に情報を発信し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるよう工夫する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員<sup>1</sup>の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

---

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率を行う。校長は、部活動指導員に部活の顧問を命じることができる。

- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。
- エ 船橋市教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上及び運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るため、研修等の取組を行う。
- オ 船橋市教育委員会及び校長は、教職員の運動部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定及びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」及び「学校における働き方改革推進プラン（平成30年9月千葉県教育委員会）」を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるためには、休養を適切に取る必要があることや、過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうこと等を正しく理解する。
- また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう留意する。さらに、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ウ 体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。運動部顧問は、勝利至上主義に偏るあまり、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは、決して

あってはならない。校長は、全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮する。

## (2) 運動部顧問（指導者）の役割

### ア 生徒に関わること

- ・実技、技術指導、生徒理解、生活指導、健康管理、事故防止

### イ 外部との調整に関わること

- ・大会、練習試合等の引率、保護者との連携
- ・月活動計画作成、外部指導者との連携

### ウ その他

- ・施設、用具の管理と安全点検、部予算や集金の適正管理

### 《指導上の留意事項》

ア 会議等で運動部顧問が部活動に立ち会えない場合は、必ず他の教職員等に指導監督を依頼するとともに、生徒への安全指導、練習内容など、適切な処置を講じる。

イ 生徒とともに学ぶ姿勢を持ち、他の教師や書物から学んだり、研修会に参加したりするなど、種目の指導法への理解を深める。

ウ 現部員が少ない場合でも、生徒の充実した活動のため最善を尽くす。

エ 常に生徒との信頼関係を築くことに心がけ、指導・助言にあたる。

オ 大会等に出場・参加できない生徒に対しても、練習試合や校内での記録会等で成果を発揮する機会を設けるなど様々な工夫をする。

## 3 適切な休養日等の設定

ア 船橋市教育委員会は、スポーツ庁・県が策定した方針を参考に、活動時間及び休養日等を下記イのとおり設定する。

イ 運動部活動は、様々な教育的価値があり人間形成に大きく役立つものであるが、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教職員、生徒ともに無理や弊害を生むという指摘もある。また、生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進するという観点からも、部活動の適正化が必要である。

そこで、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下の基準を定める。

○適切な活動時間

長くとも、平日の練習時間は2時間程度とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は3時間程度とする。

これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

○休業日の設定

平日に1日以上、週末に1日以上の、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休業日を振り替える。

長期休業中も上記に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫が考えられる。

○船橋市の部活動休養日・千葉県教育研究会船橋支会研修日の午後を休養日（ノー部活デー）とする。

## 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 船橋市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組の推進に努める。

イ 校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競争力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行うことができる等多様である中で、ニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなく友達と楽しみながらレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなり、生涯にわたって豊かなスポー

ツライフを実現する資質・能力を育む基盤となるものが考えられる。

## (2) 地域との連携等

ア 船橋市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 船橋市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

ウ 船橋市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

### 《保護者との連携を深める方策例》

- ア 年間計画や練習計画（練習試合を含む）の案内
- イ 大会結果等、活動状況の報告
- ウ 遠征や物品の購入等、必要経費の説明
- エ 保護者会等の開催
- オ 負傷や疾病時の対応方法の説明

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、運動部が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう参加する大会等を精査する。

## おわりに

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校、特別支援学校中学部を主な対象とする。
- 本ガイドラインは、小学校における運動部活動についてもこれに準ずるが、児童の心身の発達段階に配慮する。
- 文化部については、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されるまでこれに準ずる。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても原則として適用する。その際、中学校教育の基礎の上に、各学校の教育目標や教育課程における特色等に応じた多様な教育が行われている点に留意する。
- 本ガイドラインは、平成31年4月から施行する。

### 【参考・引用文献等一覧】

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」  
平成30年3月 スポーツ庁
- 「運動部活動での指導のガイドライン」  
平成25年5月 文部科学省
- 「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」  
平成30年6月改訂 千葉県教育委員会
- 「小学校学習指導要領解説 体育編」  
平成29年7月 文部科学省
- 「中学校学習指導要領解説 保健体育編」  
平成29年7月 文部科学省